

運送業

ひょうご共済の商賠上手



賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバーできるので安心です！

☆充実の基本補償



約**59%**
割安！
(同一保険会社・従来型商品比較)

預かっている物についての事故 (運送・作業・保管を引き受けた貨物)



運送中の荷物が破損してしまった。



倉庫内に積んであった荷物が荷崩れを起こした。



フォークリフトでの荷卸し中、誤って荷物を落下させ破損してしまった。



保管中の荷物が盗難にあってしまった。

業務中の事故



引越し荷物搬入中、顧客の自宅に傷をつけてしまった。

非所有フォークリフトによる賠償事故



荷主から一時的に借りたフォークリフトで積み下ろし作業中に、荷主の倉庫にぶつけてしまった。

施設の事故・業務中の不注意



事務所の看板が落下し通行人がケガをした。

(業務中の不注意)

- ・自転車で備品の買出しに行く途中に歩行者に衝突し、ケガをさせた……
- ・来客に出したコーヒーを誤って来客にかけてしまった。

引き渡し後の事故



食料品の運送中に雑菌が混ざったため、食中毒が発生した。



引き渡す原料を間違えたため、完成品に異物が混入した。

その他の基本補償

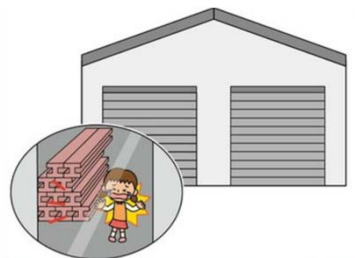
被害者対応費用・事故対応特別費用

生産物(工事対象物)自体の損害
生産物(工事対象物)回収費用

- ・身体賠償発生時のみ
- ・保険金額×3%限度

※お支払内容、支払限度額などについては、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

人格権侵害



子供を倉庫内に残したまま施設し、翌日まで気がつかなかった。

- 「人格権侵害」
- ・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
 - ・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害
- 「宣伝障害」
- ・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
 - ・著作権侵害

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

☆オプション「貨物検査・取片付け費用」



受託貨物への賠償事故が発生した場合に、受託貨物の、

- ・検査
- ・仕訳
- ・再梱包
- ・取片付け
- ・搬出
- ・廃棄

に関する費用を補償します。

受託貨物の損壊に対してお支払いする金額の10%が限度となります(自己負担額はありません)。

受託貨物の損壊により片付け費用が発生した。

☆団体保険制度のため、割安です！

ひょうご共済の「商賠上手」は、
兵庫県共済の組合員の皆さまの
ための団体保険制度です！
だから、とっても割安な保険料です！



加入タイプごとのお支払限度額

	お支払限度額(※)	
	Aタイプ	Bタイプ
第三者に対する賠償	5000万円	1億円
受託貨物に対する賠償	500万円 (自己負担額7万円)	1000万円 (自己負担額7万円)

(※)お支払限度額について

・「第三者に対する賠償」のうち、生産物特約によりお支払いする保険金については、タイプ別お支払限度額が保険期間中の限度額となります。それ以外については、1事故あたりの限度額となります。
・「受託貨物に対する賠償」についてのタイプ別お支払限度額は、保険期間中の限度額となります。

対象となる受託貨物について

■補償の対象とならない受託貨物(対象外受託貨物)

- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する物
- ・自動車および車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)
- ・船(水上運送等に供する船舟類のすべてをいいます。)
- ・家畜、動物等の生物
- ・コンテナ自体
- ・法令の規定、公序良俗に違反する貨物

■補償内容が制限される受託貨物【制限受託貨物】

- ・生鮮、冷凍、冷蔵、塩蔵食品
- ・冷凍、冷蔵、保冷貨物
- ・青果野菜類
- ・植物(生花、球根、苗、植木を含みます。)
- ・ばら積貨物

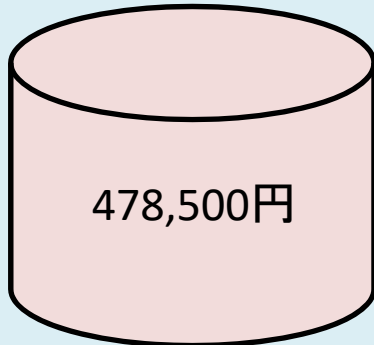
【制限受託貨物】の対象事故の範囲について

上記制限受託貨物については、以下の事故の場合には、輸送トラックがカーフェリー、鉄道車両に積載されているときのみ支払対象となります。⇒「カーフェリーの沈没・座礁・崖突」「鉄道車両の衝突・転覆・脱線」

保険料試算例

運送業・前期売上高1億円・

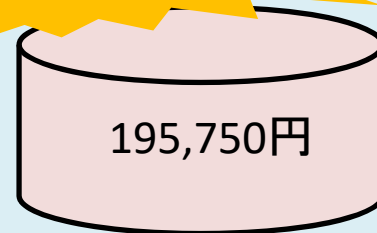
お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

※業種ごとに保険料率は異なります。具体的なお見積もりにつきましては、ひょうご共済までお問い合わせ下さい。

282,750円のコスト削減！



県共済の「商賠上手」に加入した場合

約59%
割安！
(同一保険会社・従来型商品比較)

<お問い合わせ先>

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「ひょうご共済の商賠上手」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL:078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口